

議案第 16 号

君津都市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津都市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 30 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

県から権限移譲される社会福祉法人の認可、指導監査等に関する事務及び専用水道、簡易専用水道等に関する事務を共同処理するため、君津都市広域市町村圏事務組合理約の一部改正について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

君津都市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約

君津都市広域市町村圏事務組合同規約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号エ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める。

第4条に次の3号を加える。

(9) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関する事。

(10) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる事務及びこれらに付随する事務に関する事。

ア 専用水道の布設工事の設計の確認

イ 専用水道の給水開始の届出受理

ウ 専用水道の業務委託の際の届出受理

エ 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令

オ 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査

(11) 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関する事。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第7号エの改正規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める改正規定は、平成26年4月1日から施行する。